

薬食審査発 0515 第 7 号
平成 25 年 5 月 15 日

全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公 印 省 略)

治験審査委員会に関する情報の登録について

標記について、平成 25 年 5 月 15 日付け薬食審査発 0515 第 5 号をもって、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、貴管下医療機関等に対し周知いただきますよう御配慮願います。



薬食審査発 0515 第 5 号
平成 25 年 5 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

治験審査委員会に関する情報の登録について

治験審査委員会に関する情報については、「治験審査委員会に関する情報の登録について（依頼）」（平成20年10月1日付け薬食審査発第1001013号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「旧医薬品治験審査委員会情報登録通知」という。）及び「治験審査委員会に関する情報の登録について」（平成21年10月1日付け薬食機発1001第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知。以下「旧医療機器治験審査委員会情報登録通知」という。）において、治験関係者等が入手しやすい環境を充実するとともに、広く国民に周知されるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）ホームページに、治験審査委員会に関する情報について登録することとしているところ です。

近年、治験実施体制の多様化により共同治験審査委員会の設置が増加し、また「治験の依頼をしようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」（平成24年12月28日付け薬食審査発1228第15号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）、「自ら治験を実施しようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」（平成24年12月28日付け薬食審査発1228第19号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）及び「機械器具等に係る治験の計画等の届出の取扱い等について」（平成25年3月29日付け薬食機発0329第10号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）において、共同で設置した治験審査委員会に調査審議を行わせる場合には設置者の名称に代えて当該治験審査委員会の名称を治験計画届出書に記

載するとされたこと等を受け、機構ホームページにおいて公開する治験審査委員会に関する情報を下記のとおり改め、関係通知を統合することとしましたので、貴管下関係業者及び医療機関等に対して周知いただきますよう御配慮願います。

なお、本通知の適用に伴い、旧医薬品治験審査委員会情報登録通知及び旧医療機器治験審査委員会情報登録通知は廃止します。

記

1. 登録事項について

設置者は、治験審査委員会に関する情報を機構に登録する場合には、必要事項を Microsoft Excel 形式で作成すること。記載様式は機構ホームページに示すものにならうこと。

(1) 初回登録時について

- ① 治験審査委員会の名称及び所在地
- ② 治験審査委員会の手順書等を掲載したホームページアドレス（当該治験審査委員会の手順書等をホームページで公表している場合に限る。）
治験審査委員会の手順書等を公表するホームページアドレスは、頻繁に変更されることがないものを登録することが望ましい。ただし、一般の閲覧に供している場合には、閲覧場所を記載することとし、空欄としないこと。
- ③ 登録依頼担当者の氏名、所属及び電話番号・FAX番号
- ④ その他（特記事項があれば記載すること。）

(2) 登録事項の変更について

登録事項の①及び②に変更が生じた場合には、変更箇所のみではなく①から④の内容及び変更内容、変更年月日を Microsoft Excel 形式で作成すること。なお、③のみに変更が生じた場合には登録事項の変更を届け出る必要はない。また、登録事項の①について、現在登録している「設置者の住所」と「治験審査委員会の所在地」が異なる場合は、平成 25 年 6 月 30 日までに変更を届け出ること。

2. 登録方法について

設置者は、次の（1）又は（2）のいずれかの方法で、機構審査マネジメント部審査企画課に届け出ること。

(1) 電子メールの場合

info-irb@pmda.go.jp 宛にファイルを添付して送付すること。

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

(独) 医薬品医療機器総合機構審査マネジメント部審査企画課宛

なお、郵送の場合には、紙媒体に加え、必要事項を入力したファイルを保存した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 枚を併せて送付すること。

3. その他の留意事項について

本通知による治験審査委員会に関する情報の登録については、法令に基づき義務付けられているものではないが、治験関係者等が治験審査委員会に関する情報を入手しやすい環境を充実するとともに、広く国民に周知されるよう実施するものである。